

くらしの情報誌 がじまる

2021 秋号 No.400 令和 3 年 11 月発行

発行 沖縄県消費生活センター 電話 098-863-9212 (事務室)

那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 1 階

「くらしの情報誌がじまる」は沖縄県消費・くらし安全課のホームページでもご覧いただけます。

令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が **18 歳** になります。
契約や買い物は、しっかりと考えましょう。

成年年齢に達した直後に、未成年者取消権^{※1}での保護がなくなる社会経験が乏しい若年者を狙った悪質な事業者のターゲットになることが、懸念されます。

☆こんなトラブルに注意！！

・儲け話 (情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

事例 知人から「絶対もうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を 30 万円で購入したが、全く儲からないし、友達を誘えばボーナスが入ると言われたが、不審である。

事例 マッチングアプリで知り合った人から暗号資産 (仮想通貨) の投資をすると「絶対もうかる」と誘われて、投資をしたが、出金できない。またマッチングアプリで知り合った人とも連絡がとれない。

アドバイス！

- クレジットカードでの高額決済や借金してまで契約はしない。名義も貸さない！
- 流されずきっぱりと断る！
- 参加者を誘うことで被害者の立場から、加害者になることも！
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう！

※1 未成年者取消権とは・・・民法では、未成年者が親権者等の法定代理人の同意を得ずに締結した契約は、事業者の行為の不当性の有無にかかわらず、取り消すことができます。

(消費者庁第 2 部 消費者政策の実施の状況第 5 節 (1) 成年年齢引下げに対する対応引用)

・定期購入～お試しのつもりが高額請求～

事例 ネットの広告で「お試し価格 300 円」のサプリメントを1回だけのつもりで購入した。後日、更に4か月分の商品と約4万円の請求書が届いたため驚いて販売業者に連絡したところ、「定期購入が条件でサイトにも記載している。必ず払ってもらおう。」と言われ解約に応じてもらえない。

アドバイス！

- 通信販売はクーリング・オフの対象外です！
- 契約内容（1回か継続か）解約条件（解約の方法）をしっかりと確認しましょう！
- 証拠を残すために事業者と連絡した記録を残しましょう！

★契約には「**責任**」が生じます。「未成年と成年」では未成年取消ができなくなるという点でリスクが違います。

その契約は必要？よく考えましょう。

★困ったときは、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

クリティカル・シンキング（批判的思考）のすすめ

感情や主観に流されずに物事を判断しようとする思考。幅広い視野から多面的に考えること

イ ヤ ヤ

消費者
ホット
ライン



188

いやや
泣き寝
入り

DVD 貸し出ししています。

「チャマー！悪質商法！こうして僕は騙された名義貸しの恐怖」（約38分）

2017～2018年度にかけて、沖縄県内で大きな社会問題となった「大学生を中心とした名義貸し事件」（被害者は660人以上、被害総額は4億円と全国でも例をみないほどの規模だった）の再現VTRとその問題点を検証して対策を示す内容になっています。

連絡先：沖縄県消費生活センター [TEL:098-863-9212](tel:098-863-9212)



高齢者の携帯電話の相談が増加しています。



事例 スマートフォンを契約しに行ったら、不要なタブレット端末を契約してしまった

事例 スマートフォンが使いたくて契約したが、使いこなせない。また毎月の携帯電話代が高額になった

アドバイス！

- 契約時にかかる料金・割引サービス内容、月々の料金等・契約内容を確認し、疑問点等を質問しましょう
- 携帯電話会社等が提供するスマートフォン教室等も活用しましょう
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう



トイレの故障・不具合などの水回りトラブルへの対応を行う事業者に関する相談が増えています。



事例 自宅のトイレが詰まり、マグネットタイプの広告を見て修理業者に電話した。作業員が到着し「便器を交換する必要がある」と言われたが、高額だったので断った。「高圧ポンプを使用してみる」と言われ了承した。作業時間は1分程度だった。詰まりは解消したが代金は20万円だった。

事例 水漏れ修理で事前に3万円は超えないというので依頼したのに15万円請求され、水漏れも直っていなかった

アドバイス！

- 契約を急かす、次々と高額な作業を提案される場合などは作業を断り、いくつかの事業者に見積りを取る
- 料金・作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしない
- 事業者とトラブルになった場合は最寄りの消費生活センター等に相談を

沖縄県金融広報委員会からのお知らせ！

知るぽると

金融広報アドバイザーの無料派遣を利用してみませんか！

公民館をはじめ地域の自治会、学校、PTA、サークルなど一般県民を対象とした地域の講演会や学習会に『金融広報アドバイザー』を講師として派遣します。**講師の謝礼、交通費は無料**ですので、事務局までお気軽にお問い合わせください。

沖縄本島全域をはじめ離島にも派遣いたします。

講座時間	1回当たり1時間～2時間程度（参加人数10名以上）
講師派遣料	一切不要(当委員会にて負担) *会場は、申込者側でご用意ください。
申込み	開催予定日の1ヵ月前までにお申込みください。
申込方法	「講師派遣依頼書」をFAXいただくか、当委員会ホームページのお申込みフォームからお申込みください。
テーマ(例)	お金ってなあに！大切なお金の使い方、お金とライフプラン、カード社会/高校中退、一人暮らしに必要なお金、社会に出る前に知っておきたいお金のこと、相続と遺言、ちょっと気になるお金の話、ムダ遣い方程式、iDecoとNISAなど
令和3年度派遣実績	与勝高校、中部農林高校定時制、沖縄県立芸術大学、古蔵中学校、読谷村教育委員会、サポートステーション琉球、フレンド・スター学童クラブ、ハゲラキッズクラブ、首里公民館、マザーズスクエアゆいはあと北部 ほか

詳細については、ホームページ **知るぽると沖縄** で検索。

様々なテーマに対応しておりますので、まずは事務局までご相談ください。

刊行物・資料の提供・学習ビデオの貸出

金融・経済や生活設計、金融・金銭教育をテーマとした暮らしに役立つ冊子やパンフレット等の提供及び学習ビデオ(子ども向け・一般向け)を無料で貸し出ししています。

学校、地域、PTA、職場などの仲間同士で、各種教材を活用して楽しく学んでみませんか？

「18歳までに学ぶ契約の知恵」

高校生の方を想定し、18歳までに身につけておきたい契約の知恵を紹介しています。成年年齢の引下げ(20歳→18歳、2022年4月実施)



沖縄県金融広報委員会事務局

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁1階 [消費・暮らし安全課 消費生活センター内]

電話 098-863-9212 FAX 098-863-9215 ホム[®]ズ[®] <https://www.okinawa-kinkoui.com>

◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ

受付時間 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時(土・日・祝日は休みです)

・消費生活センター(本庁) ☎098-863-9214

・消費生活センター(宮古分室) ☎0980-72-0199

・消費生活センター(八重山分室) ☎0980-82-1289